

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号	○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号
(廃棄物管理票) 第27条の2 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄物の種類、排出場所等を記載した廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。	(廃棄物管理票) 第27条の2 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄物の種類、排出場所等を記載した廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。
2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して指定処理施設に搬入しようとするときは、当該業務を受託した一般廃棄物収集運搬業者（以下 <u>この条において</u> 「受託者」という。）に対し、同項に規定する廃棄物管理票を交付しなければならない。	2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して指定処理施設に搬入しようとするときは、当該業務を受託した一般廃棄物収集運搬業者（以下_____「受託者」という。）に対し、同項に規定する廃棄物管理票を交付しなければならない。
3 受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、前項の規定により交付された廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。	3 受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、前項の規定により交付された廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。
4 市長は、受託者が委託された事業系一般廃棄物の搬入を終了したと認めるときは、規則で定めるところにより、前項の規定により提出された廃棄物管理票に必要な事項を記載し、受託者に回付しなければならない。	4 市長は、受託者が委託された事業系一般廃棄物の搬入を終了したと認めるときは、規則で定めるところにより、前項の規定により提出された廃棄物管理票に必要な事項を記載し、受託者に回付しなければならない。
5 前項の場合において、受託者は、当該搬入を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた廃棄物管理票を送付しなければならない。	5 前項の場合において、受託者は、当該搬入を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた廃棄物管理票を送付しなければならない。
6 市長は、第1項に規定する事業者又は受託者が廃棄物管理票を提出しないときは、その事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。	6 市長は、第1項に規定する事業者又は受託者が廃棄物管理票を提出しないときは、その事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。
7 第1項から第5項までに定めるもののほか、廃棄物管理票について必要な事項は、規則で定める。 (縦覧の期間及び場所)	7 第1項から第5項までに定めるもののほか、廃棄物管理票について必要な事項は、規則で定める。 (縦覧の期間及び場所)
第41条の4 市長は、第41条の2各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査又は前条各号に定める非常災害対象施設に係る非常災害生活環境影響調査を実施したときは、調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨を告	第41条の4 市長は、第41条の2各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査又は前条各号に定める非常災害対象施設に係る非常災害生活環境影響調査を実施したときは、調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨を告

改正後	改正前
示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書又は非常災害調査書を縦覧に供するものとする。ただし、当該非常災害生活環境影響調査を実施した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期間を短縮することができる。 （意見書の提出）	示し、告示の日から起算して30日間、規則で定める場所において当該調査書又は非常災害調査書を縦覧に供するものとする。ただし、当該非常災害生活環境影響調査を実施した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物_____の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期間を短縮することができる。 （意見書の提出）
第41条の5 前条の規定により市長が調査書又は非常災害調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設又は非常災害対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。ただし、当該非常災害調査書を縦覧に供した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害廃棄物_____の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期限を繰り上げることができる。	第41条の5 前条の規定により市長が調査書又は非常災害調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設又は非常災害対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。ただし、当該非常災害調査書を縦覧に供した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期限を繰り上げることができる。
2 前項の意見書の提出先は、前条本文の規定による告示において指定するものとする。 （委託を受けた者に係る縦覧等の対象施設）	2 前項の意見書の提出先は、前条本文の規定による告示において指定するものとする。 （委託を受けた者に係る縦覧等の対象施設）
第41条の6 法第9条の3の3第3項（同条第4項及び第5項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項及び第2項に規定する調査（以下「受託者生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託者対象施設」という。）の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。 （縦覧に供する旨の届出）	第41条の6 法第9条の3の3第2項（同条第3項_____において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項_____に規定する調査（以下「受託者生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託者対象施設」という。）の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。 （縦覧に供する旨の届出）
第41条の7 市から非常災害廃棄物_____の処分の委託を受けた者（法第6条の2第3項前段及び第5項前段の規定により当該非	第41条の7 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（_____）

改正後	改正前
常災害廃棄物の処分の委託を受けた者又は同条第３項後段及び第５項後段の規定により当該者から当該非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者を含む。以下「受託者」という。）は、受託者生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者調査書を添えて、当該受託者調査書を縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。 （受託者が縦覧する旨の告示） 第41条の８ 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨、当該縦覧の場所、縦覧期間その他必要な事項を告示するものとする。 ２ 前項の縦覧期間は、同項の規定による告示の日から起算して30日間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため<u>非常災害廃棄物</u>の処분을特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該縦覧期間を短縮することができる。 （受託者に対する意見書の提出） 第41条の10 前条の規定により受託者が受託者調査書を縦覧に供したときは、当該受託者対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 ２ 前項の意見書の提出先は、第41条の８第１項の規定による告示において指定するものとする。 ３ 第１項の意見書の提出期限は、第41条の８第１項の規定による告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため<u>非常災害廃棄物</u>の処분을特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。	_____以下「受託者」という。）は、受託者生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者調査書を添えて、当該受託者調査書を縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。 （受託者が縦覧する旨の告示） 第41条の８ 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨、当該縦覧の場所、縦覧期間その他必要な事項を告示するものとする。 ２ 前項の縦覧期間は、同項の規定による告示の日から起算して30日間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため<u>非常災害により生じた廃棄物</u>の処분을特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該縦覧期間を短縮することができる。 （受託者に対する意見書の提出） 第41条の10 前条の規定により受託者が受託者調査書を縦覧に供したときは、当該受託者対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 ２ 前項の意見書の提出先は、第41条の８第１項の規定による告示において指定するものとする。 ３ 第１項の意見書の提出期限は、第41条の８第１項の規定による告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため<u>非常災害により生じた廃棄物</u>の処분을特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。